

令和 7 年

全 員 協 議 会 記 録

令和 7 年 2 月 2 8 日

和 光 市 議 会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和7年2月28日（金曜日）
午前11時00分 開会 午後 1時39分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長	安 保 友 博 議員	副議長	小 嶋 智 子 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	4 番	吉 田 活 世 議員
5 番	齋 藤 幸 子 議員	6 番	伊 藤 妙 子 議員
7 番	渡 邊 竜 幸 議員	8 番	片 山 義 久 議員
10 番	萩 原 圭 一 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	待 鳥 美 光 議員	13 番	菅 原 満 議員
14 番	鎌 田 泰 春 議員	15 番	岩 澤 侑 生 議員
16 番	富 澤 啓 二 議員	17 番	内 山 恵 子 議員
18 番	吉 田 武 司 議員		

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	大 野 久 芳
総 務 部 長	松 戸 克 彦	健 康 部 長	齋 藤 幸 子
都市整備部長	香 取 裕 司	企画部審議監 兼 次 長 兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね
総 務 次 長 兼 総 務 課 長	渡 部 剛	総務部次長兼 職 員 課 長	櫻 井 崇
健康部次長兼 長寿あんしん 課 長	梅 津 俊 之	都 市 整 備 部 次 長 兼 都 市 整 備 課 長	渡 邊 宗 臣
財 政 課 長	高 野 晴 之	駅 北 口 ち づ ぐ り ま 事 務 所 長	柳 下 三 佐 男
長寿あんしん 課 主 幹 兼 課 長 補 佐	川 口 暢	駅 北 口 ち づ ぐ り ま 事 務 所 幹 事	石 橋 仁 子
長寿あんしん 課 長 補 佐	石 井 ゆり奈	都 市 整 備 課 長 補 佐	林 敬 之

駅北口
まちづくり
事務所長補佐

内 田 竜 也

◇事務局職員

議会事務局長 亀 井 義 和

議 事 課 長 工 藤 宏

議事課長補佐 平 川 一 朗

主 任 小 林 厳

主 任 本 間 修

◇本日の会議に付した案件

和光市空家等対策計画（案）について

令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算
（第5号）について

介護保険特別会計における支払月の期ずれについて

午前 11時00分 開会

○安保友博議長 ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

柴崎市長。

○柴崎市長 改めまして、こんにちは。

議員の皆様におかれましては、市政運営に関しまして、日頃から格段の御理解、御協力を賜りまして、どうもありがとうございます。

また、本日は議会開会中の御多用の中、全員協議会を開催いただきまして、ありがとうございます。重ねて感謝を申し上げます。

本日は3つの案件を予定しています。

1つ目は都市整備部から和光市空家等対策計画（案）について。2つ目は同じく都市整備部から令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）について。3つ目が健康部から介護保険特別会計における支払月の期ずれについて、順次説明をさせていただきます。

まず、和光市空家等対策計画（案）についてですが、空き家等の発生予防、適正管理、利活用の促進に向けた総合的な対策を推進するための計画でございます。

本計画では、相談体制の拡充、発生予防のための啓発、適正管理の促進、利活用の促進という4つの取組方針を柱に空き家等の問題の解決に向けた具体的な施策を展開しております。

このたび取りまとめた計画（案）につきましては、和光市空家等対策協議会にて御議論いただき、策定作業を進めてまいりました。

次に、令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）についてです。

令和6年度の社会資本整備総合交付金について補助対象の変更が生じたため、歳入歳出予算の補正と繰越明許費の補正案を提出するものです。

次に、介護保険特別会計における支払月の期ずれについてです。

2月5日の全員協議会でも説明させていただきましたが、今回は本事案の事象に重きを置いて説明させていただきましたので、今回は主に本事案への対応と市民への影響について、説明をさせていただくものです。

それでは、詳細につきまして担当から説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○安保友博議長 ここで市長は公務のため、退席します。

休憩します。（午前11時03分 休憩）

再開します。（午前11時04分 再開）

本日の案件は和光市空家等対策計画（案）について、令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）について、介護保険特別会計

における支払月の期ずれについての3件です。

初めに、和光市空家等対策計画（案）について説明願います。

香取都市整備部長。

○香取都市整備部長 それでは、和光市空家等対策計画（案）について、説明させていただきます。

全国的に適切に管理されていない空き家等が増加し、防災上の危険や公衆衛生の悪化、地域の活力低下、景観の阻害等の問題が生じており、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

こうした中、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全、空き家等の活用を推進することを目的に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、平成27年5月に施行されました。

その後、令和5年には法改正が行われ、さらなる空き家等対策強化が進められています。

本計画では、和光市の特徴を生かしまして、利活用の可能な空き家等が多い地域特性を生かす、空家等管理活用支援法人と積極的に連携する、空き家等を減少させるだけでなく、まちづくりへとつなげる、利活用の促進、相談体制の拡充に重点を置くという基本的な考え方を通じて、空き家等対策に取り組んでまいります。

詳細につきましては、都市整備課長から説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 それでは、和光市空家等対策計画（案）について説明いたします。

令和5年度に空家等対策協議会を立ち上げ、合計4回の協議会を開催し、和光市空家等対策計画（案）を策定いたしました。

現在、パブリックコメントによる意見募集を3月14日まで実施しているところです。

計画を策定する背景としまして、令和5年12月に改正空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家が周囲に悪影響を及ぼす前の対策が強化されました。

改正前の法では特定空家等という倒壊などの危険性のある空き家の位置づけのみでしたが、その前段階の区分として管理不全空家等という概念が追加されました。

市内にある状態の悪い空き家はこの管理不全空家等に該当するものと考えられますので、法改正により市が行える指導、勧告等が明確に規定されました。

あわせて、法改正により空家等管理活用支援法人制度が創設され、市は民間事業者等を空家等管理活用支援法人に指定できるようになりました。

これは民間事業者が法的立場から活動しやすくなり、空き家等対策に取り組む市の補完的な役割を果たすことができ、空き家等に関する相談、情報提供や所有者等からの依頼に基づく空き家等の管理活用を行うことができるというものになりました。

また、その他の関連する法律の改正のポイントとして、民法改正により越境した竹木の枝の切取りのルールの見直しが行われ、催促しても越境した枝が切除されない場合や所有者やその

所在が不明な場合など、越境された土地の所有者が自らその枝を切り取ることができる仕組みが整備されました。

このような背景を踏まえ、総合的かつ計画的に空き家等対策の推進及び利活用の促進を図り、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、和光市空き家等対策計画を策定いたします。

本市の空き家等の現状としましては、令和4年度に実施しました空き家等実態調査の中で本市の空き家等は特定のエリアに集中しているわけではなく、市内の広範囲に点在しております。

また、市内の空き家等のうち83.7%は適切に管理されており、利活用が可能な状態にあります。

残りの管理不全な状態の空き家についても多くは建物に問題はなく、敷地内の竹木の管理が問題となっているケースのため、竹木の管理状況の改善により管理不全の状態を脱することができます。

また、空き家等所有者へのアンケート調査の結果では、56.7%の所有者が空き家等の利活用の意向を示しています。

そして、社会環境として、当市は都心に近い立地、交通の利便性の高さなどから、住宅需要が高く、新築住宅の増加だけではなく、中古住宅の流通も活発な傾向があります。

このような空き家を取り巻く環境はありますが、利活用が将来に先送りされていたり、放置され、積極的な利活用が図られていないケースも多く見られますので、本市としても空き家等対策を進めることが必要と考えております。

本市での空き家等の課題解決のためには所有者自らの行動につなげることにより、空き家等の放置を防ぐことが有効的と考えており、そのために所有者等の意向に併せた多様な空き家等の管理、利活用の選択肢を提供することが必要と考えています。

次に、和光市の空き家等対策の方針についてですが、空き家等の現状、課題解決に向けた考察などから空き家等対策の全体方針を空き家等が周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に評価すると決めました。

また、相談体制の拡充、発生予防のための啓発、適正管理の促進、利用促進、この4つを取組方針として定めております。

取組方針1、相談体制の拡充では、相談先の明確化、民間と連携した相談対応の充実化を基本施策として取り組んでいきます。

取組方針2、発生予防のための啓発では、土地建物の所有者のニーズや課題に合わせた啓発を基本施策として取り組んでいきます。

取組方針3、適正管理の促進では、空き家等の所有者等へ適正管理のサポート、適正管理の指導を基本施策として取り組んでいきます。

取組方針4、利活用の促進では、空き家等を流通及び活用する体制の整備及び仕組みづくりを基本施策として取り組んでいきます。

和光市の空き家等対策の特徴的な取組のうち、基本的な考え方としては、利活用可能な空き家等が多い地域特性を生かすことや空家等管理活用支援法と連携した対策における各取組を推進すること、空き家等を減少させるだけではなく、まちづくりにつなげること、利活用の促進、相談体制の拡充に重点を置くことを通じて、放置された空き家等を減らすことを目指します。

利活用の促進では、対策の次世代への先送りによる空き家等の放置につながることをないよう空き家等の暫定的な活用やリノベーションによる新たな価値創造、地域コミュニティの活性化につながる活用などを推進していきます。

相談体制の拡充では、空家等管理活用支援法人等と連携し、空き家等所有者がどの空き家対策フェーズでも相談できるよう相談体制の強化を図るとともに近隣住民の生活環境につながるよう庁内連携を進め、空家等対策特別措置法にのっとり対応を図ります。

今後の空き家等対策としては、令和7年度は実施計画の検討及び策定、空家等管理活用支援法人の指定、管理不全空家及び特定空家等の判定基準の策定を予定しております。

令和8年度以降には各取組方針に基づいた施策の実施などを予定しております。

以上で説明を終わります。

○安保友博議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

富澤議員。

○富澤啓二議員 大体承知はしたんですが、先ほどの説明の中に管理不全空家という言葉が出ておりましたが、いわゆる特定空家の前の段階で注意喚起が市のほうから行政からできるということですが、今回、この条例の施行に当たり、ある程度厳罰化するのかどうか。例えば、固定資産税等の軽減措置の対象外に管理不全空家、指導があっても従わない場合はそういう行政措置をするのかどうか、伺います。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 まず、管理不全空家につきましては、これから来年度に向けて認定の基準を策定します。それを基に市内の調査を行いまして、認定作業を進めていくわけですが、最初の手続としては、認定された場合には指導を行います。

指導書を出しまして、指導に一定期間従っていただけないとか改善がなされない場合にはその次に勧告という処分になります。

勧告の処分が出されましたら、固定資産税の住宅用地の特例が解除されるという手続になりますので、その中で住宅用地の特例の6分の1の軽減が解除されることになるという想定になります。

○安保友博議長 片山議員。

○片山義久議員 この空き家等というのは住民が居住しているけれども、管理が不全な家もあると思うんですけれども、それは対象にならないということでしょうか。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 この定義としましては、1年以上にわたり使用がないものが対象になりますので、現に住まわれている物件については対象外となります。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 協議会を立ち上げて、いい形で進んでいる状況はある程度分かりますけれども、令和4年に調査をして、その中で一番下に空家等実態調査をまた令和9年度に実施、引いたら5年だけでも、ほぼ5年に1回ぐらいずつそういう調査をするのか。それはその中に書いてあるかどうか分からないんだけど、5年に1回ぐらいはやったほうがいいと私は思うんですけども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 空家等実態調査につきましては、5年に1回のペースで実施していきたいと考えております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 この概要の一番下に令和8年度各取組方針に基づいた施策の実施と書いてあるけれども、その実施するまでの間、1年間あるわけです。その間にいろいろなものがまだ空き家で迷惑をかけているものは、それは実施前でも行政としては、ある程度アプローチをして指導をするとか、そういうことはやっていただけるんですか。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 令和8年度までの空き家等対策につきましては、これまでどおりの対策を実施するとともに、新たな管理不全空家の認定に向けた手続を進めていきたいと考えております。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 空家等管理活用支援法人というのは、具体的にどういうところを想定されているのでしょうか。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 こちらの法人は空き家の管理活用に実績があって、業務を確実にできる民間法人を指定するものなんですけれども、具体的には大きく3つの団体を想定しています。

1つ目は、現在、空き家等に関する協定を締結している専門家の団体、宅建業協会ですとか1つ目です。そのほかに国交省の空き家等対策のモデル事業を全国展開で行っている専門的な知見を持った団体、例えば、除却の専門団体ですとか、暫定活用の専門の法人とかもございます。それともう1点が地域のまちづくり会社的な視点で町のことをよく知っていて町の再生を担ってくれそうな団体、法人、その3点が想定されますので、そういったところを今後、公募して選んでいく形を取りたいと思っています。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 予算としてはどのぐらいを考えていらっしゃいますか。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 全国の先進事例を見ましても、こちらの法人につきましては、特段、行政のほうで予算化せず、法人のほうで無償で行ってもらっているケースが全てですので、それに則ってやっていきたいと考えています。

○安保友博議長 松永議員。

○松永靖恵議員 この対象となる空き家が今現在何軒あるのか伺います。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 毎年度末に空き家のパトロール等で実態も把握していますので、今年度の数字はまだ正確には答えられないんですけども、令和5年度末の数字ですと、空き家等としては204棟、そのうち管理不全空家としては24棟を把握しております。

○安保友博議長 齋藤議員。

○齋藤幸子議員 所有者がこういったいろいろな対策とかに応じなかった場合はどうされますか。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 適正管理の指導に対して改善していただけない場合には勧告を行いまして、先ほど申し上げましたように固定資産税の特例を解除するという形です。その後も改善されない場合についても改めて勧告等を行っていきまして、改善を促す形になります。

○安保友博議長 片山議員。

○片山義久議員 空き家等の利活用に関しては、例えば、公道に接道しているかどうかの接道条件などによって、その利用可能性が変わってくると思うんですけども、今、把握されている空き家等でどのぐらいこの接道についているのか、割合というのは分かりますでしょうか。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 こちらも令和4年度の実態調査の結果なんですけれども、その当方で208棟あった空き家のうち接道しているものが141棟で、割合として67.8%、未接道のものが67棟で32.2%となっております。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 配付していただきました資料の和光市の空き家等の現状のところに、一方で35.0%は利活用を将来に先送りしているというふうに書いてあるんですが、現状は市が把握しております先送りしている理由というのがあれば、教えてください。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 直接は把握していないんですけども、現状では未定という回答をいただいていますので、多くは、相続でその先の使い道を決めていないということが想定はされると考えております。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 和光市の空き家等対策の特徴的な取組の中の利活用の促進の中の地域コミュ

ニティの活性化につながる活用の促進などというところは、具体的に何かプランがあるんですか。空き家バンクみたいなのを創設しまして、一時的に民間の方の力も借りながら活用して何か借りられる仕組みをつくとか、ありましたら教えてください。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 今、議員がおっしゃったような活用の仕方もちろん検討しておりますし、リノベーションでも絡むことなんですけれども、今後の方向性としては、住宅をそのまま住宅に活用するという方向性だけではなくて、住宅を住宅以外の、例えば、店舗とかに転換を図るとか、コミュニティースペースに転換を図るといった形の提案をさせていただいて、その中で地域のにぎわいですとか、地域コミュニティの活性化につなげるような提案が支援活動、支援法人とともにしていけたらいいかなというふうに考えています。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 確認なんですけれども、和光市の空家等対策の方針の中での取組方針1、相談体制の拡充のところで、相談先の明確化等が記載されておりますが、これは所有者だけではなく、近隣住民の方も相談ができるという仕組みづくりを考えているのでしょうか。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 現状につきましても近隣住民の方からの連絡と、あとは所有者からの相談、両方来ておりますので、そちらは引き続き実施していきたいと考えております。

○安保友博議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 今回の計画を見る上で、先進例として参考にされたのはどこになりますか。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 特にこの場所という形での先進事例、モデルにしたものではなくて、オリジナルで作成したものにはなりますけれども、例えば、そのリノベーションによるまちづくりという視点でいうと、墨田区の曳舟地区の京町家のリノベーションの事例ですとか、あとは、さいたま市の管理活用支援法人ではないですけれども、法人等の連携の仕方とかを参考にさせていただいております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 これがどんどん進んでいって、1つの問題というのが、さっき片山議員がおっしゃったように無接道の住宅街というのは、古い町並みの中にあるわけですよ。4m、2mぐらいの私道のところに家が建っているのが随分あるわけですよ。それはなかなか利活用が難しいし、ただ、その家を建てたときは、当時は大和町だったか分かりませんが、建築確認を市がしたから家が建っているわけだから、やはり無接道ということではないんですけれども、要するに4m以下のところを利活用するには非常に無理があると思うんですよね。その辺は今後、この中に書いてあるかどうか分からないんですけれども、どのように考えているのでしょうか。先ほど37%ですか、無接道がある、それは非常に重い問題なんですね。法律的にもね。それはどのように今後やられるのか、そこだけお聞きしたい。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 接道状況によって再建築ができないような物件もございますので、そういったところの解消につきましては、今後指定します管理活用支援法人の中でもそういったものを専門的に扱っている事業者もいると伺っていますので、そういったところの知見をもらいつつ改善を検討していきたいと考えております。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 和光市は一般社団法人日本空家対策協議会と和光市における空家等の利活用等の相談に関する覚書を締結しておりますが、この中で相談・協力体制を構築されていると思うんですが、この新しい計画というのは、そこを強化する、そういう発想も含まれているのかどうか、確認したいと思います。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 現在、協定なり覚書を締結しているところとは今後この関係性は継続していきます。

そのほかに先ほども申し上げますけれども、さらに専門的な分野での法人もおりますので、そういったところとの連携も深めまして、専門的な分野を広げて、空き家対策を拡充していきたいと考えております。

○安保友博議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 和光市の今後の空家等対策という一番右下の欄の中に管理不全空家等、特定空家等の判定基準等の策定というふうにあるんですけれども、これは国とか県のものを基準に決めていくのか、和光市にあったものということで策定されるのか、どういったような内容なのか、教えてください。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 基準の内容につきましては、ベースになるのは今回、国とか県のガイドラインに沿ったものにはなりますけれども、それに加えて、地域特性として加える要素がありましたら、その辺、検討して盛り込んでいきたいと考えております。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 この計画を策定するに当たって、どのような準備、取組をされてきたのか伺います。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 まずは、当初申し上げましたとおり、空家等対策協議会を立ち上げまして、その中で議論をしていただくための先進事例ですとか、参考事例を集めまして、議論した上で和光市の特徴、地域的特性を生かした内容で検討を進めてきております。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 実際に現地に行って、見て聞いてきたとかというようなことはあったんでしょうか。

○安保友博議長 渡邊都市整備課長。

○渡邊都市整備課長 特に、実際に見てきたというものは、空き家等対策に関する県の研修とかの際に現地を確認したりとか、知見をいただいたりはあります。そのほか、オンラインで話を聞いたりとか、動画とかでの確認等はしております。

○安保友博議長 ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前１１時３０分 休憩）

再開します。（午前１１時３１分 再開）

次に、令和６年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第５号）について、説明願います。

香取都市整備部長。

○香取都市整備部長 それでは、令和６年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第５号）について、説明させていただきます。

令和６年度社会資本整備総合交付金につきまして、補助金請求の手続を行っている段階で補助対象とする補償移転物件に関して変更が生じました。

変更後の対象となる移転物件４件のうち２件は令和６年中に既に契約をしている案件でございますが、全ての移転完了がまだ見込めない状況でございます。

残りの２件につきましては、おおむね３月から４月頃に契約を予定する案件でございますが、これらの支払いが行われていない合計の１億３２０万円３,０００円を繰越明許費として追加の設定をお願いするものです。

あわせて、令和７年度予算で見込んでいたものを前倒しで令和６年度に変更したことから繰越明許費の追加設定に必要な令和６年度の歳出予算に不足が生じるため、移転補償費の８,１３２万７,０００円を追加で増額補正をお願いするものです。

また、歳出の増加に伴いまして、歳入につきましては市債を７,３２０万円、一般会計繰入金で８,１２万７,０００円、合計で８,１３２万７,０００円を追加の増額補正をお願いするものです。

以上の補正予算に関しまして、提出させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○安保友博議長 以上で、説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

菅原議員。

○菅原満議員 説明ありがとうございました。

移転補償費の増額補正の関係で、令和７年度に見込んでいたものを令和６年度に前倒しということで、これで令和７年度当初には影響というのは何か出てくるのかどうか、確認をさせていただきます。

○安保友博議長 柳下駅北口まちづくり事務所長。

○柳下駅北口まちづくり事務所長 令和7年度の予算につきましては、前倒しして行うものでございまして、そちらについては、今年度、今交渉中のもので、令和7年度当初に契約が見込まれそうなものがございしますので、それに充てていきたいと考えておりますので、令和7年度予算については減額をしないで、そのまま予算に盛り込みたいと思っています。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 令和7年度予算で支出を見込んでいたものが令和6年度の支出に変更ということですが、変更したのはいつなんでしょうか。

また、この必要性が出てきたと分かったのはいつなのか、2つお願いします。

○安保友博議長 柳下駅北口まちづくり事務所長。

○柳下駅北口まちづくり事務所長 時期については先ほど申しましたように、補助金の請求時、去年の末に補助金の請求の手続を開始しております。その中で変更が生じたので、これが決定したのは今年の1月になります。

○安保友博議長 ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになれば、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前11時36分 休憩）

再開します。（午前11時37分 再開）

次に、介護保険特別会計における支払月の期ずれについて、説明願います。

斎藤健康部長。

○斎藤健康部長 介護保険特別会計における支払月の期ずれにつきましては、2月5日の全員協議会でも説明の機会をいただきましたが、前回の説明では本事案の事象を御理解いただくことに重きを置いての説明となってしまう、本事案への市としての対応と市民の皆様への具体的な影響に関する部分が不足しておりました。本日、改めて説明の機会をいただきましたので、令和7年3月定例会に上程させていただいております一般会計補正予算及び介護保険特別会計補正予算と本事案との関係を含めて、本事案の対応と市民への影響について説明させていただきます。

詳細については、長寿あんしん課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 それでは、本日配付させていただきました資料に基づきまして、介護保険特別会計における支払月の期ずれについて説明させていただきます。

初めに、2月5日の全員協議会における私の説明では、本市の介護保険特別会計において生じている支払月の期ずれという事象がどういうものであるかを御理解いただくことに重点を置き、本事案の詳細については、3月定例会に上程している一般会計補正予算と特別会計補正予算での審議で説明させていただくことを想定していたため、全体像の説明まで至らなかったこ

とについておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

本日の資料は文書になりますので、資料の読み上げによって説明とさせていただきます。

表面の1の事案の概要、2の事案発覚の経緯、3の事案の発生原因についてはさきの全員協議会での説明と重複しますので割愛させていただき、裏面の4、事案への対応から読み上げさせていただきます。

4、事案への対応。

本事案を正すためには、平成16年度に支出を怠った1回分の保険給付費を支出しなければなりません。令和6年度に本事案が発覚したことから、令和6年度に対応を図りますが、そのためには、1回分の保険給付費相当額を増額補正することが必要となります。

平成16年度当時の1回分の保険給付費の額は約1億2,000万円でしたが、令和6年度の1回分の保険給付費の額は約3億円になります。介護保険特別会計の介護給付費準備基金だけでは対応できない額であるため、一般会計から介護保険特別会計に法定外の繰入れを行います。

介護給付費準備基金の残高から判断し、一般会計から繰り入れる額は、2億1,000万円としました。

令和7年3月定例会に上程している一般会計補正予算の介護保険特別会計繰出金、1億9,422万9,000円と介護保険特別会計補正予算のその他一般会計繰入金、2億1,022万2,000円が本事案に係る繰出金と繰入金を含むものになります。

令和7年3月定例会に上程している一般会計補正予算と介護保険特別会計補正予算が市議会でも認められた場合は、令和7年4月支払い分の保険給付費を令和6年度予算から支出し、本市の保険給付費の支出を政令等に基づいたものに正すことができます。

5、市民への影響。

今回の法定外繰入れ2億1,000万円については、埼玉県の財政安定化基金による貸付けを活用した場合の対応に倣い、次期保険料を算定する際の対象経費として加え、次期以降の保険料の一部として徴収し、一般会計に返還することを考えています。

具体的な返還時期等は、第10期の保険料の算定と併せて、介護保険運営協議会に諮りながら検討します。

参考として、法定外繰入金2億1,000万円による介護保険料への影響を第9期保険料の算定ベースで試算すると、第10期の1期3年で返還する場合、基準額である5段階の保険料が、月額327円、年額では3,924円の増額となります。

第10期と第11期の2期6年で返還する場合は、月額163円、年額では1,956円の増額となります。第10期から第12期までの3期9年で返還する場合は、月額109円、年額では1,308円の増額となります。

市民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけすることになってしまったことについて、心からおわび申し上げます。

資料の読み上げは以上となりますが、1点追加で説明させていただきます。

4の事案への対応で、平成16年度当時の1回分の保険給付費の額は約1億2,000万円で、令和6年度の1回分の保険給付費の額が約3億円と申しました。そこには1億8,000万円の差がありますが、この1億8,000万円の差がなぜ生じたのかということについて、説明させていただきます。

和光市の介護保険特別会計では、平成16年度に平成17年4月支払い分の約1億2,000万円の支出を怠り、これを平成17年度予算で支出しました。この状態を平成17年度予算で正そうとした場合、必要になるのは平成18年4月支払い分の保険給付費になります。

和光市の介護保険は当時から事業費が増加傾向にありましたので、平成18年4月支払い分の保険給付費は1年間で増加した分がありますので、平成17年4月支払い分の保険給付費よりも多い額となります。

しかしながら、平成18年4月支払い分の保険給付費についても翌年度の平成18年度予算で支出したため、怠った1回分の支出は正されていないままです。この4月支払い分の保険給付費を翌年度予算で支出するという行為が平成18年度以降も毎年行われてきたため、平成16年度に怠った1回分の支出がいつまでも正されないまま令和6年度まで来てしまいました。この間も和光市の介護保険料は右肩上がりで事業費が膨らんできましたので、1回分の保険給付費の額も当然、年々増額し続けてきました。

その結果、令和6年度では1回分の保険給付費の額が約3億円になっていますので、平成16年度の約1億2,000万円と比較すると、差額が1億8,000万円生じておりますが、これはあくまでも20年間で膨らんできた介護給付費1回分の違いによって生じたものということになります。

右肩上がりで事業費が膨らんできた中で、20年間本事案に気づけなかったため、1回分の保険給付費の額が約3億円までになってしまったものになります。

私からの説明は以上になります。

○安保友博議長 以上で、説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

松永議員。

○松永靖恵議員 前回と今回もそうなんですけれども、ちょっと説明の中で触れられていない部分についてお聞きいたします。

今回のこの措置に関しましては、国や県の指示なのか伺います。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 県のほうにも相談させていただきました結果、こういった形で対応させていただこうと考えております。

国のほうには照会はかけていません。

○安保友博議長 松永議員。

○松永靖恵議員 分かりました。

ということは、県に相談して、この件に関しては県も了承しているという認識でよろしいん

ですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 県のほうにつきましては、先ほども説明の中で触れたんですけれども、県の基金のほうの活用について御相談させていただきました。その際に、当初、県のほうもいろいろ検討していただいたんですが、最終的にはこの県の基金の活用の対象外になるため、市のほうで財源を確保するようという指示がございました。

○安保友博議長 松永議員。

○松永靖恵議員 このように指摘されているにもかかわらず、元職員の不祥事ということを明示されない理由について伺います。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 そのことにつきましても、さきの全員協議会でお答えさせていただいたと思うんですが、当時の総括主査が例の元職員になるんですけれども、当時の担当職員に確認すると、確かに統括主査のほうから次年度予算で対応するようという話があったというふうに聞いてはいるんですけれども、統括主査であった当時の元職員の発言を上課長であったり、次長であったり、部長であったりまでが把握した上での指示だったのかどうかということにつきましては、当時の担当者も分からないということでしたので、その分からない、不明な状態のままで本事案につきましても、元職員の案件であるというふうには言うことができないので、そういった言い方はしておりません。

○安保友博議長 松永議員。

○松永靖恵議員 ちょっとよく分からないんですけれども、違う視点から質問させていただきます。

平成16年に支出しなかった分を令和6年度予算で補てんするのは逆に適切なのか。前回の全協のときに不思議に思ったので、再度伺いたいと思います。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 先ほども説明させていただいたんですが、本来、17年度予算で13回分の保険給付費を計上して、17年度で対応すればよかったんですが、結局17年度予算も12回分の保険給付費しかないというところで、18年度予算で18年4月支払い分を支払っています。

その16年に1回怠った分というのが、4月の給付費を翌年度予算で払うということを20年間続けてしまったために、いつまでたっても1回分を支払っていない状態だったんです。その間、事業費がずっと1億2,000万円という事業費であれば、今回補てんしなければならない金額も1億2,000万円ですが、その間和光市の介護保険はずっと右肩上がりで事業費が膨らんできてしまったため、この20年間本事案に気づけなかったために1回分が3億円にまで膨らんでいます。

逆に、和光市の介護保険が右肩下がりの事業であれば、例えば、今の段階で9,000万円1回分でしたということであれば、1回分が9,000万円支払う形にはなるんですけれども、どうし

でも事業費がずっと膨らんできている、介護保険ですので。そのため、怠った1回分が当時は1億2,000万円だったんですが、今は3億円まで来てしまっているという状態です。

○安保友博議長 松永議員。

○松永靖恵議員 本日、市民への影響ということで御説明がありましたが、このように市の不適切な事務というんですか、給付費の増加分を被保険者が負担しなければならないのはなぜなのか、再度詳しくお願いします。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 本来でいけば、平成16年度当時に1億2,000万円をきちんと払っていれば、そこで終わっていたというか、そこで本来は正しい形になるんですけども、それをずっと翌年度予算で払ってきてしまったために、確かにここで今3億円支払わなければならないという状態になっております。

その分2億1,000万円、今回、一般会計から法定外の繰入れをしていただくんですけども、2億1,000万円を法定外で繰り入れて終わりにしていいのかという部分はあると思います。

そこは一般会計ではなくて、本来で行けば、やはり保険料のほうで賄わなければならない部分があります。それを過去に遡って皆さんに負担していただくかということになりますと、基本的に保険料を遡って請求するということはできませんので、どうしてもこれからの保険料に上乗せして徴収しなければならないという形になると思います。

○安保友博議長 松永議員。

○松永靖恵議員 分かりました。

このような状況で市長が議会とか市民にきちんと説明しなければいけないと思うんですけども、なぜ市長が直接説明に来られないのか伺います。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 代わりましてというか、私が担当の課長でありますので、今、私のほうから説明させていただいております。

さきの全員協議会でもお答えさせていただいたんですが、市民の説明の方法につきましては、引き続き検討させていただいております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 平成16年といたら今から21年前のうっかりミスみたいなもんだよね、見てみると。21年前というと市長は、田中市長はもう亡くなっているのではないですか。どの市長ですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成16年当時は野木市長になります。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 こんなに経過したものを当時の市長に聞くというのはとても失礼な気もするし、こういうのは時効とかそういうのではないんですか。そんな前に遡って、私らが負担しなけ

ればいけないのか、その辺はどうなんですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 前回も時効の話があったと思うんですが、平成16年から払っていないままで来たのであれば、そうなんですけれども、結局、自治体の財政として適切ではないんですが、本来は16年度予算できちんと払わなければいけないものを翌年度予算で支出してきました。それで何とか16年はしのいだというか、対応した。今度17年度はまた4月分の足りなくなったものを17年度で補正予算を組めばよかったんですけれども、また今度18年度予算で対応してきた。今度18年度は19年度予算を使って対応というのが20年続いてきてしまったので、どこかでその1回分を支出しないと、仮に令和6年度で介護保険という制度が終わりますよといった際に和光市は1回分の保険給付費が足りない状態になりますので、最終的にこの制度が終わる年度で支払いをしなければならぬということになるんですが、本来、自治体の財政として総計予算主義に反するような対応ではありますので、やはりここで気づいた、この令和6年度で対応させていただきたいということで、今、補正予算のほうを計上させていただいております。

○安保友博議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 市民に負担を強いるということですが、もともとは市役所側がやったミスが原因で、市民が負担というのは住民の理解を得られると、本当に思っているんですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 本来でいけば、その平成16年度当時に負担しなければならないものを、逆にいきますと、その平成16年の頃の保険料の算定とかが、この分を含めない形になっておりますので、若干保険料を安く抑えてきてしまっていたというところがあります。本来で行けば、当時の方々にということがあると思うんですが、そこはどうしても不利益は遡及できませんので、やはり今ここで介護保険の分として2億1,000万円、一般会計から繰り入れていただいて、そうしますと今度、逆に介護保険の対象外の方にも負担をお願いする形になりますので、やはりそこは遅れてになってしまうんですが、本来そうすべき介護保険の対象者の皆様から徴収させていただくという形を考えております。

○安保友博議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 介護保険ですよね、今回は。これは全体で支えていくべきものというふうに考えますので、一般会計からで構わないと思うんです。当事者の平成16年からの差額というので増えていると思うんですけれども、もう一度数字を聞かせていただいてもいいですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成16年当時の1回分の保険給付費の額は約1億2,000万円、令和6年度の1回分の保険給付費の額は約3億円になります。1億8,000万円の差が生じております。

○安保友博議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 そうしましたら、今一度検討をお願いしたいというので、これだけ膨らんでしまったものをこの物価高騰の中で国民年金で生きているような、例えば、令和4年度の統計で見ると、和光市の高齢化率というのは18%なんですよね、65歳以上。21%以上で超高齢社会と呼ばれていて、令和4年度の統計なので、今どのくらいになっているのか分かりませんが、やはりシングルで、要するに独居状態でそういった65歳以上の方は今すごく多いと思うんですよ。これだけ物価高騰が来ている中で、もしかしたら、皆さんにとってはこんなお金ささいがないと思っているかもしれないですけども、年間でこれだけ上げるというのはおかしいと思います。

これは和光市のものではないんですけども、今、私の手元に財政調整基金の推移というのが各市町村分のもがあるんですね。コロナが流行した2020年から右肩上がりで上がっています。こういったもので対応していただくということを検討していただきたいんですけども、市民の負担とせずにこういうところから出してください。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 仮に、その財政調整基金から負担した場合もそれも市民の負担になります。

○安保友博議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 繰り返しになるんですけども、これだけの物価高騰の中で、シングルで独居状態で過ごしている御老人というのは非常に多いわけです。そうすると100円200円の価値というのは、例えば、月給で40万円、50万円取っている人と違うと、やはりそこら辺はしっかりと認識していくべきだと思うんです。みんなで負担して、この制度を守っていくことというのはやはりこれからそういった視点で運営していかなければいけないと思うんですね。

今、介護保険、あってもなかなか使えないというような声が市民から出ていますので、介護保険料をさらに市側の事務のミスで上げるというのは私は市民の理解は得られないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 やはり市民の皆さんでというよりは、介護保険制度、特別会計になりますので、介護保険制度を利用される皆様に御負担をお願いしたいというふうに考えております。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 2点質問させていただければと思います。

先ほど、ほかの議員の方からもミスというような発言がありましたけれども、市の考えとしてはそちらをミスと、要は人為的なミスであるというふうな理解をされているのか、その辺の事実認識についてお伺いします。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 内容としては不適正な事務処理だったと思います。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 この中では、例えば瑕疵があったりとか、様々なミスというような発言があったんですけども、あくまでもこれは事務処理として不適切であったというふうに私は理解をしているところであります。

その上で、それを市民負担で行っていくというところについて、どのように考えているのかお伺いします。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 これにつきましては、やはりこれまで保険料が若干安くなってしまっていた部分もあると思います。本来負担すべきものが先送りという形になっておりますので、遅れて申し訳ないんですけども、今後負担をお願いしたいと考えております。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 もう1点、市の認識として伺うんですけども、今回、介護保険料が本来払わなければいけなかった額を少なく払っていたことによって、今年度で補正予算を組まなければならないという事態になっているんですけども、それについて、一般会計からの繰り入れでよいというふうな理解なのか、それとも介護保険料として適切に介護保険料に上乗せしていかなければいけないというふうに考えているのか、その点について伺います。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 今回、一般会計から繰り入れさせていただくことを考えておりますけれども、一旦は繰り入れさせていただいた上で、先ほど申し上げました第10期以降の保険料のほうにその分2億1,000万円を加算させていただいた上で、保険料として徴収した上で一般会計に返還させていただくという形を考えております。

○安保友博議長 休憩します。（午後12時02分 休憩）

再開します。（午後 1時15分 再開）

小嶋議員。

○小嶋智子議員 先ほどの御答弁の中で不祥事としないのは不明な点があるからだということでしたけれども、この不明な点は不明な点のままにしておくということになるのでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 当時の長寿あんしん課の職員が3名まだ在籍しておりましたので、その職員に確認をさせていただきました。3名のうち2人の方はちょっと当時のことは覚えていないということだったんですけども、1人よく覚えている方がいらっしやいまして、その方に話を聞いて先ほどお答えしたように、この平成16年度当時にちょっと予算が足りなくなることが見込まれたので、当時の統括主査に補正予算を組むのかどうか相談したところ、次年度予算で支払うようにという指示があつて、その指示自体が統括主査だけの判断だったのか、さらに上の課長であつたり、次長であつたり、部長であつたり、それこそ市長であつたりが把握

した上での指示だったかどうかということが分からないので、これ以上は資料では全くないので、ここは申し訳ありませんが、分からないです、不明です。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 要は指示があったかどうかは分からないけれども、事実として予算が足りなくなることが分かっていた段階でそれを意図的に次の予算から引っ張ってこようというような形で行われたという理解で合っていますでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 そのとおりだと思います。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 あくまでもこれはミスではなく、意図的な形で指示に従った上で行ったという理解でいいですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 不適正な事務処理だったと思います。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 確認ですけれども、同じようなのが教育委員会の図書であったんですね、二十何年前のものが今年見つかったってことで。もう一回確認ですけれども、今回はどういう形で、こういう不備が見つかったのか、どの部署で見つかったのか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 本日の資料にも記載させていただいたんですけれども、負担金の交付を申請する際に決算書の見込みの抄本というのを添付するんですが、抄本を添付する際に決算書の抄本の数字と実際の決算の数字が異なっているというところで発覚しました。

部署は長寿あんしん課です。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 発見した場所は財政ですか、どこでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 長寿あんしん課になります。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 今回、その発生したときについては、当時の役職は忘れてしまいましたけれども、指示があったという理解で伺ったんですが、これが今まで約20年間にわたって発覚しなかった要因については、どのようにお考えでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 その要因につきましては担当者のほうで、和光市は1か月分ずれている、こういう処理をしなければならないんだよということで引き継がれてきてしまっていた。それが和光市はずれてしまっていたということ自体がそれが誤ったことではなくて、ずれてしまっているという事実だけが聞き取られてしまったためにこのようなことが発覚しなかったん

だと思います。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 長寿あんしん課内で、そのように引き継がれていったのは分かるんですけども、財政課等でチェックされるはずだというふうに、要は決算の報告書等でミスがないかをチェックする機能が私はあると思っていたんですけども、それについてはどのような形で行われていたのでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 もし、この事案について一番気づけるとしたら、平成16年度の決算の多寡で、不用額、年度の残額が異常に多いということになると思いますので、一番気づけたのは16年度の決算を見た際、一番分かっているのはそこだと思うんです。

ただ、それ以降については基本的にその年度内での支出というのは行われていますので、実際17年度に払いました、それが12回分でしたとなっていれば、通常であれば、12回分きちんと払われていますので、そこで12回分支出されているんですけども、それが期ずれが生じているということはなかなか気づくのが難しいのかなと、一番気づけるとしたら16年度決算の段階だったと思います。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 行政が税金を徴収するというのがいわゆる無謬性という絶対に間違いない、正しいということが必要であると思いますが、今回、長年の行為を止めたということで、不作為行為ですね。それは評価できますけれども、これは隠蔽なのか、不作為行為なのか、その判断というのは私は分かりませんが、これに関しては行政関係、行政訴訟を含めて罰せられるという想定はあるのでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 不作為、平成16年度のときは確かに支出すべきものを16年度予算ではなくて、17年度予算で支出したということになりますので、ここは不作為というのか、適切な言葉が分からないんですが、繰り返しになって申し訳ないんですけども、自分としては事務処理としては不適切なものだったと、不適正な事務処理が行われたというふうに思っています。それが不作為になるのか、そこはすみません、分かりません。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 配付いただきました資料の3番、事案の発生原因の箇所ですね。翌年4月支払い分の額以下でしたというところがありまして、そこに推測になりますが、12月定例会に補正予算を計上しながら云々という記述があります。

先日の全員協議会の配付資料において平成15年度までは普通にやっていて、該当する平成16年度については4月分を翌年度の予算で支出というふうになっていまして、ここの推測に書かれています3月補正で計上しますと、積算の不適を指摘されるためということで、あえてこの翌年度にしたのではないかというふうにも読み取れるんですけども、市の見解はどうなんで

しょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 ここは、資料のほうに記載しておりますが、あくまでも推測の範囲になりますけれども、12月補正をしておきながら、またさらに3月補正になるとそういった指摘がされるので、翌年度予算で支出したのではないかと、ここはもう資料とかがあるものではなくて、あくまでもその財務会計システムのデータから推測すると、そうではないかということとで記載させていただきました。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 そうすると、ちょっとよく分かっていないので、聞かせていただきたいんですが、翌年4月支払い分の額以下でしたという状況はなぜ生じたんでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 なぜ生じたかというのは、12月補正の金額の算定が低かったということだと思います。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 続きまして、5番の市民への影響なんですけど、先ほどから本来、平成16年度でちゃんと処理されていれば、適正な介護保険料の徴収ができたというところが20年たって増えてきて膨らんできたという説明をいただいています、参考としてというところで、1期に渡って払うのか、3期に渡ってなのか、負担額が増えるという説明がありますが、ちゃんと徴収されていたら現在の徴収額はこの増える額よりは低い額になるだろうということなんじゃないかな。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 そこは説明がちょっと難しいです。

埼玉県で財政安定化基金による貸付けを活用した場合というのが、次期保険料のほうに上乗せをして、その分徴収して県にお返しをするという制度がありますので、今回それに倣った形で、県ではなくて一般会計からお借りして、それをお返しするという形を考えています。実際ここはもう本当、あくまでも参考として、この2億1,000万円をそういった保険料に上乗せした際にどれくらいの額になるかというのを記載させていただくものになります。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 確認させていただきたいんですけども、その介護保険の国庫負担金の算定に関する政令等を調べさせていただいたんですが、その中に、当該年度に支払う12.5%を市として支出することができるというような記載がありまして、特に16年度の予算で支払っている金額がまず異なっていることについて、これは例えば、トータルでいうと11回分しか支払っていないということはその分請求する金額というのも本当にそれを国庫負担金として請求してよかったのかどうかというふうになってくるかと思うんですけども、それは国に確認はされなかったのか。その確認をお願いします。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 前回も少しお伺いしたかもしれませんが、会計検査院のほうに令和2年度までこういったずれが生じていますよということは報告させていただいているんですが、今のところ指摘はございません。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 会計検査院として、それだけを単独でチェックしているわけではなくて、あくまでも介護保険料全体をチェックしているというふうな位置づけかと思うんですね。それだと、恐らくこの問題の本質とか全部を伝えることが十分にできずに、ある程度介護保険料としての支出が担保されていれば、オーケーというふうな形になってしまうかと思うんです。

そうではなくて、ちゃんと今回の事案に限って、この支出が適切なかどうか、特に平成16年度においてというところは確認されていないという理解、トータルの介護保険料については会計検査院に報告等はされているけれども、この事象に限って確認等はされていないという理解で合っていますか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 この事象に限っては確認していません。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 私としては、要は平成16年度の段階で12回分の国庫負担金を請求していながら、11回しか支出していないというのは、これは私は不正な請求に当たるのではないかというふうに読み取ってしまして、そこを確認いただくことはできますか。

○安保友博議長 直接、国のほうという形ではなくて、恐らく県を通じての確認になると思いますので、すぐにお答えが来るものではないと思いますので、そこは時間がかかると思います。

○安保友博議長 松永議員。

○松永靖恵議員 平成16年前後の平成15年、16年、17年の3年間の中で内容不明の随意契約があるのかどうかというのを事務局を通じてお尋ねしていたんですが、そのお尋ねしていた件について、回答をお願いします。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成15、16、17年になりますと特に資料等がございませんので、確認はできません。資料がないので分らないです。

○安保友博議長 すいません、補足ですけれども、申入れした際に議案は残っているはずだから、それを見てほしいと付け加えているはずなんですけれども。

要は、定期巡回サービスのCDの行方不明という話と同じように、当時の議案を見て、これが中身が分からないというものがあるのではないかという疑いがあるので、それを調べてほしいということだったんですけれども。

梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 すいません、契約書等がないので、そこはもう分らないです。

○安保友博議長 当時の議案は残っているわけじゃないですか、会議録と一緒に。

梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 議案に随意契約したかどうかというのが記載されているとは思えないんですが。

○安保友博議長 決算資料の冊子の中にどういう事業名かというのと、金額が載っているということだけでも、これを精査できればと思うんですけども、できないですか。

梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 事務局を通じてというお話、すみません、正式に何を調べればいいのかというのを改めてお示ししていただいてもよろしいでしょうか。

○安保友博議長 では、私のほうから。

実際にこの話は事務局を通じて、今回の話をよく調べてほしいという話を申入れさせていただいています。

その内容としては、先ほども例示しましたけれども、定期巡回サービスのとおり同じように今回は元職員の不祥事に関係する可能性があるのでは、先ほどの予算が足りなくなっている理由の一つとして、もしかしたら、そういう不可解な中身のない契約をされている可能性があるのでは、それを調べてほしい。

そのときの資料は残っていないという話があるかもしれないけれども、それは会議録だったり、議案を見たりした中でこの契約は何だろうというのを今から見ても精査できるものがあるのではないかと。そういうことでそこを調べてほしいということを申し上げております。

梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 それを調べてほしいということと、今回、議題とさせていただいているこの期ずれとの関係が私には理解できないんですが。

○安保友博議長 今回、これ、元職員の不祥事の一つですよという話は議長報告のときに私からはっきり部長に申し上げております。部長からもそうですねということを聞いておりますので、それについて今回触れられていないというのもそれはおかしいというのが、先ほど別の議員からも指摘があったとおりです。

梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 その件ですが、繰り返しになりますけれども、可能性はあるけれども、証拠がない状態で、これも元職員の不祥事であるということとは言えませんよということは、恐らく議長報告のときに私のほうからお話しさせていただいたと思うんですが、先ほどの質問の中でも同じことを繰り返しさせていただいているんですが、これも不祥事ですと言い切れる根拠が私には見えてこないのですが。

○安保友博議長 担当のほうで、それが見えているかどうかという話は関係なくて、こちら側としてはその可能性があるからそういう不可解な随意契約があるかどうかを調べてほしいということを行っているわけなので、それができるかできないかをお答えください。

梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 可能性の中でそれを見てほしいという要望であれば、それを行政としてやらなければならないものなのかどうか、疑問を感じるんですが、今、お話をいただきましたので、平成15、16、17について調査というか確認はさせていただきますが、あまりにも範囲が広い話になりますので、いつまでにできますとか、お答えは今この場ではできません。

○安保友博議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 市民に負担を強いるわけですから、それは調べる責任というのがあるのではないですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 今回、支払月の期ずれが生じてしまって、本来であれば、これまでの方々に負担をお願いするものをこれからの方々に御負担をお願いするというのは非常に申し訳ないことだと思っております。それにつきまして、今回、その平成15、16、17の随契の内容について確認していくことで少しの御理解がいただけるということであれば、確認はさせていただきますが、あまりにも急な話ですので、いつまでにということはお約束できないですが、確認はさせていただきます。

○安保友博議長 急な話ではなくて、もう大分前にこちらから申し上げていますけれども。

梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 具体的なお話を聞いたのは今日になりますので、当時は平成15、16、17につきましてはその契約書等がないので分かりませんという認識でおりますので、そういった中で改めて議案とかそういったものでも確認してほしいとお話を今日いただきましたので、それであれば、これから確認させていただきますというお答えです。

○安保友博議長 休憩します。（午後 1時36分 休憩）

再開します。（午後 1時37分 再開）

吉田活世議員。

○吉田活世議員 今の流れでずっと聞いてくると、ただ単にずれたというだけではなくて、もっと違う問題が。しかも、公務員の方、当時やられていた方の不正に関わっているかもしれないと、そもそも議案としてこのような形で上程してくるというのは問題があるのではないかと思います。

○安保友博議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上で質疑を終結します。

休憩します。（午後 1時38分 休憩）

再開します。（午後 1時39分 再開）

議員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で、全員協議会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 1時39分 閉会

博 友 保 安 長 議

子 智 嶋 小 長 副 議